

法令名	北海道自然環境等保全条例
根拠条項	第30条第1項、第31条第1項
許可等の種類	・特定の開発行為の許可 (第30条第1項) ・特定の開発行為の変更の許可 (第31条第1項)
法令の定め	第30条第1項 次に掲げる行為で規則で定めるもの(以下「特定の開発行為」という。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。(以下略) 第31条第1項 前条の規定による許可を受けた者(以下「特定開発行為者」という。)が同条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。(以下略)
審査基準	①条例第30条第3項[許可の基準] 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。(以下略) ②第30条第4項[技術的細目] 前項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。 ③規則第39条(許可の基準) 条例第30条第3項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。(以下略) ④規則第40条(技術的細目) 条例第30条第4項の規定による技術的細目は、別表のとおりとする。(別表略)
標準処理期間	総期間 90<30>日 経由機関 (各(総合)振興局保健環境部環境生活課〔20ha以上のもの〕) 協議機関 40<10>日(北海道特定開発行為審査会、関係市町村<関係市町村>) 処分機関 50<20>日(環境生活部環境局環境政策課<各(総合)振興局>) 注) 1 <>書きは、開発面積が20ha未満のものに係る期間である。 2 処理期間に休日等は含まない。 3 北海道特定開発行為審査会への協議は、開発面積が20ha以上のもののみである。 4 処分機関は次のとおり 開発面積が20ha以上: 環境生活部環境局環境政策課 開発面積が20ha未満: (総合)振興局保健環境部環境生活課
処分担当課	・開発面積が20ha以上の場合 環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号: 011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン: 011-204-5981) ・開発面積が20ha未満の場合 各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課 (電話番号:)
問い合わせ先	・環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号: 011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン: 011-204-5981) ・各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm

法令名	北海道自然環境等保全条例
根拠条項	第31条の2第1項
許可等 の種類	・特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認（第31条の2第1項）
法令の定め	第31条の2第1項 第30条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は当該許可を受けた者から当該特定の開発行為をする土地の区域内の土地の所有権その他当該特定の開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。
審査基準	①条例第31条の2第2項〔許可に基づく地位の承継〕 知事は、前項の承認の申請があった場合において、第30条第3項第4号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、前項の承認をしてはならない。 ②条例第30条第3項第4号〔許可の基準〕 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。
標準処理期間	総期間 50<20>日 経由機関 (各(総合)振興局保健環境部環境生活課〔20ha以上のもの〕) 協議機関 0<0>日 処分機関 50<20>日(環境生活部環境局環境政策課<(総合)振興局>) 注) 1 <>書きは、振興局権限により許可した案件に係る期間である。 2 処理期間に休日等は含まない。 3 処分機関は次のとおり 本庁権限により許可した案件：環境生活部環境局環境政策課 振興局権限により許可した案件：(総合)振興局保健環境部環境生活課
処分担当課	・本庁権限により許可した案件の場合 環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号：011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン：011-204-5981) ・振興局権限により許可した案件の場合 各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
申請先	各(総合)振興局保健環境部環境生活課
問い合わせ先	・環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係 (電話番号：011-231-4111 内線24-207 ダイヤルイン：011-204-5981) ・各(総合)振興局保健環境部環境生活課地域環境係
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/shinsakijun.htm